

# 平成23年度 東京都 私立高等学校等 授業料軽減助成のお知らせ

この制度は、東京都内の私立高等学校等に通学している生徒の保護者の皆さまに、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料の一部を軽減する制度です。

この「お知らせ」をお読みになり、軽減対象となる保護者の方は、所定の期間内に申請してください。

(この事業は、東京都の補助を受け(公財)東京都私学財団が実施するものです。申請受付・振込等に係る事務は各学校の委任を受けて当財団が行います。)

## 1 軽減対象となる申請者の条件とは？ 軽減額はいくらもらえるの？

軽減の対象となる方は、生徒の保護者で下記の(1)～(3)のすべての条件に該当する方です。

- (1) 保護者（申請者）と生徒が、平成23年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住している。
- (2) 都内にある、次の①～④の私立学校及び課程に在学する生徒の保護者
  - ①私立高等学校全日制課程及び定時制課程
  - ②私立特別支援学校の高等部
  - ③私立高等専門学校（1年～3年）
  - ④私立専修学校高等課程




- (3) 次の対象世帯のいずれかに該当する

対象世帯区分		世帯区分	軽減額（年額）
A	生活保護世帯	A	185,400円
B	平成23年度の住民税が非課税の世帯	B	139,400円
C	平成23年度の住民税が均等割(※)のみの世帯 ※均等割のみ世帯とは住民税の均等割（年額4,000円）のみ課税されている世帯です。（都民税1,000円・区市町村民税3,000円）	C	
D	平成23年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が年額18,900円未満の世帯	D	122,400円
E	平成23年度の住民税額が一定基準以下(※)の世帯 ※3ページの「基準税額表」でご確認ください。	E	101,400円

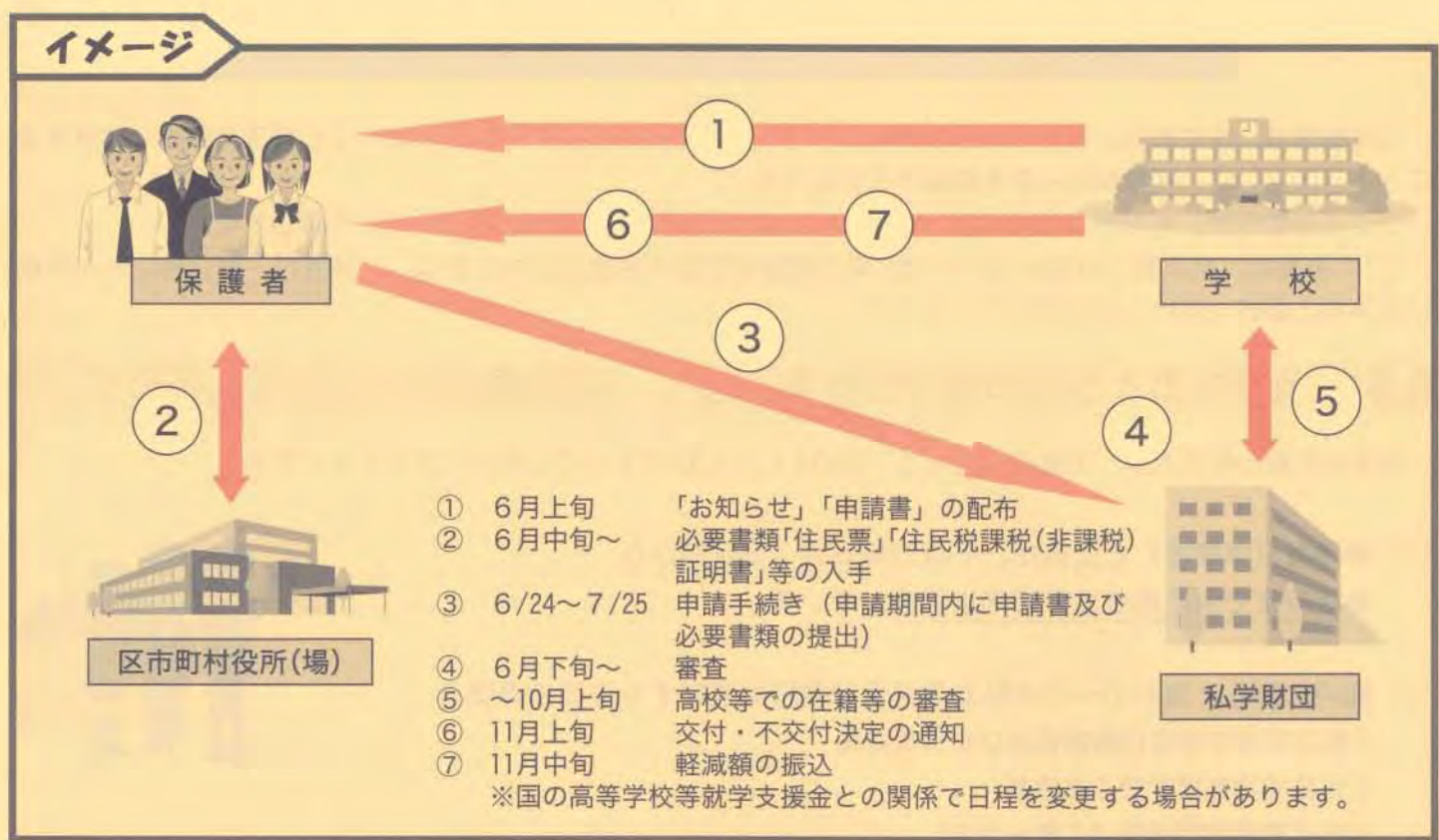


※諸条件によって軽減の対象とならない場合がございますので、5ページからの「Q&A～注意事項～」を必ずお読みください。

問合せ先  公益財団法人  
東京都私学財団 授業料軽減担当

〈電話直通・テレフォンガイド〉(03) 5206-7925 〈URL〉 <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

## 2 どうしたら軽減を受けられるの？～申請から振込までの流れ～



## 3 平成23年度の申請期間及び申請方法

申請方法	申請期間	申請受付
郵送申請	<p>平成23年6月24日(金)</p> <p>?</p> <p>平成23年7月25日(月)</p> <p>(※7月25日(月)消印有効)</p>	<p>《送付先》</p> <p>〒162-8799</p> <p>牛込支店留</p> <p>(公財) 東京都私学財団(都内校)</p> <p>※必ず郵便局窓口にて</p> <p>「特定記録郵便」でお出してください。</p>
窓口申請	<p>平成23年7月15日(金) 午前9:30～午後4:30</p> <p>平成23年7月16日(土) 午前9:30～午後4:30</p> <p>〈予備日〉</p> <p>やむを得ない事情により申請できなかった方の予備日</p> <p>平成23年7月28日(木) 午前9:30～午後4:30</p> <p>平成23年7月29日(金) 午前9:30～午後8:00</p>	<p>《会場》</p> <p>〒162-0823</p> <p>新宿区神楽河岸1-1</p> <p>セントラルプラザ11階</p> <p>(公財) 東京都私学財団</p>